

# 博士論文

## 一時保護所における児童への 受容的な関わりに関する研究

2018 年度

東京成徳大学 心理学研究科

阪無勇士

## 論文概要

一時保護ガイドラインによれば、児童の問題行動の背景にはアタッチメントやトラウマに関連した問題のあることから、職員は問題行動を適切にアセスメントし、児童の問題行動を受けとめる関わりの中でケアに繋げることが、職員の職務として明記されている(厚生労働省, 2018a)。

しかし、一時保護所の研究を概観すると、問題行動を示す児童の気持ちを受けとめることの難しい状況にある一時保護所では、児童は職員から大切にされていない思いを体験し(山屋, 2009; 阪無他, 2018), トラウマやアタッチメントに関する問題から問題行動を示す傾向が想定される(西澤, 2006; 大橋, 2015; 茂木, 2016)。そして、組織に運営上の不備があり、生活支援に追われる労働状況に疲弊する職員においては、問題行動を示す児童の気持ちに共感できず、怒りが喚起され、厳しい指導やルールを優先させることで児童の問題行動を抑圧する組織を築くといった支援の悪循環が起きていると考えられる(浅野他, 2016; 慎, 2017)。支援の悪循環を解消するためには、問題行動を示す児童であっても、児童－職員－組織の総合的な観点から児童の気持ちを大切にすること、すなわち、一時保護ガイドラインに示される通り、職員による児童への受容的な関わりが求められると考えられる。

そこで、本研究では、受容的な関わりを「児童-職員-組織の総合的な観点から児童の気持ちを大切にする関わり」と定義して研究を進めた。

まず第Ⅰ部では児童への関わりに関連する児童相談所および一時保護所の現状を整理し、一時保護所に求められる児童への受容的な関わりに関する課題を抽出した。そして、抽出された課題を整理したところ、受容的な関わりに関する課題は以下の5つ集約された。

① 職員は児童へとどのように関わっているのか

(研究 1～研究 8 に対応)

② 児童への関わりに影響する要因は何なのか

(研究 1・研究 5・研究 6 に対応)

③ 具体的には児童へとどのように受容的に関わっているのか

(研究 5・研究 6・研究 7・研究 8 に対応)

④ 受容的な関わりが児童の安心・安全や適応の促進に効果的なののか

(研究 7・研究 8 に対応)

第Ⅱ部ではまず、一時保護所における職員による児童への受容的な関わりに関する問題状況を明らかにし(研究 1, 研究 2, 研究 3, 研究 4), そのうえで職員の受容的な関わりを促進する仮説モデルを構築した(研究 5)。そして、研究 5 で構築した職員の受容的な関わりを促進する仮説モデルに関し、研究 6 から研究 8 にかけてモデルの検証を行い、併せて児童への受容的な関わりの効果を検証した(研究 7, 研究 8)。

第Ⅲ部では総合考察を行った。これまで一時保護所における受容的な関わりに関する研究は蓄積されておらず、我が国においては一時保護ガイドラインにて推奨され始めたばかりである(厚生労働省, 2018a)。本研究で受容的な関わりを促進させるモデルを構築したことは、一時保護所の生活場面における実践において大きな成果といえる。今後はよりエビデンスの水準の高い研究を蓄積していくことが課題となる。